

大阪市地域子育て支援拠点事業実施要綱

制 定 平成 19 年 4 月 1 日

最近改正 令和 8 年 4 月 1 日

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。）第 6 条の 3 第 6 項に規定する地域子育て支援拠点事業の一般型（以下「本事業」という。）について、関連法令に定めるもののほか、その実施に必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第 2 条 本事業は、子育て世帯が気軽につどい、交流できる場所の提供や子育てに関する相談援助等を促進することにより、地域の子育て支援機能の充実を図り、子育て家庭の親とその子ども（概ね 3 歳未満の児童及び保護者）（以下「子育て親子」という。）の健やかな育ちを支援することを目的とする。

(実施主体)

第 3 条 本事業の実施主体は、大阪市（以下、「本市」という。）とする。ただし、事業の運営の全部又は一部を適切な事業運営が確保できると認められる社会福祉法人、特定非営利活動法人又は株式会社等（以下「法人等」という。）に委託することができるものとする。

(事業内容)

第 4 条 本事業においては、次に掲げる取組をすべて実施することとする。

(1) 子育て親子の交流の場の提供と交流の促進

子育て親子が気軽にかつ自由に利用できる交流の場の設置や子育て親子間の交流を深める取組等の地域支援活動の実施

(2) 子育て等に関する相談、援助の実施

子育てに不安や悩み等をもっている子育て親子に対する相談、援助の実施

(3) 地域の子育て関連情報の提供

子育て親子が必要とする身近な地域の様々な育児や子育てに関する情報の提供

(4) 子育て及び子育て支援に関する講習等の実施

子育て親子や、将来、子育て支援に関わるスタッフとして活動することを希望する者等を対象として、月 1 回以上、子育て及び子育て支援に関する講習等を実施

2 本市が特に必要と認める場合は、地域の子育て拠点として地域の子育て支援活動の展開を図るための取組として、拠点施設の開設場所（近接施設を含

む。)を活用した放課後児童健全育成事業(児童福祉法第6条の3第2項に定める事業)又はこれに準じた事業を実施することとする。

- 3 第1項各号の取組に加えて、地域全体で、こどもの育ち・親の育ちを支援するため、地域の実情に応じ、地域に開かれた運営を行い、関係機関や子育て支援活動を実施する団体等と連携の構築を図るための次に掲げる(1)から(4)の地域支援の取組のいずれかを実施することとする。ただし、運営体制その他の事情を考慮し本市が実施を求めない場合はこの限りでない。

- (1) 高齢者・地域学生等地域の多様な世代との連携を継続的に実施する取組
- (2) 地域の団体と協働して伝統文化や習慣・行事を実施し、親子の育ちを継続的に支援する取組
- (3) 地域ボランティアの育成、町内会、子育てサークルとの協働による地域団体の活性化等地域の子育て資源の発掘・育成を継続的に行う取組
- (4) 本事業を利用したくても利用できない家庭に対して訪問支援等を行うことで地域とのつながりを継続的に持たせる取組

(実施形態)

第5条 本事業の実施形態は、以下のとおりとする。

- (1) 一般型(センター型)

地域の子育て全般に関する専門的な支援を行う拠点として機能する地域子育て支援センターを開設するもの

- (2) 一般型(ひろば型)

子育て親子が気軽に集い、相互に交流するつどいの広場を設けるもの

(一般型(センター型)の実施)

第6条 一般型(センター型)を実施する場合には、第4条第1項の取組を実施するにあたり、以下に掲げる実施要件を全て満たすものとする。

- (1) 実施場所

ア 複数の場所で実施するのではなく、拠点となる場所を定め、法人等が運営する保育所等の機能と人材を活用できる場所で実施すること

イ スペースは、概ね10組以上の子育て親子が一度に利用しても差し支えない程度以上の広さを有すること

ウ 設備は、授乳コーナー、流し台、ベビーベッド、遊具その他乳幼児を連れて利用しても支障が生じないよう必要な設備を有すること

- (2) 開設日数等

時間については、子育て親子のニーズや利用しやすい時間帯に十分配慮して設定することとし、原則として、曜日を定めて、週3日以上、かつ、1日5時間以上開設すること

(3) 職員の配置

育児、保育に関する相談指導等について相当の知識及び経験を有する者であって、地域の子育て事情に精通した専任の者を2名以上配置し、週5日以上開設する場合にあつては、うち1名以上を常勤職員とする。ただし、令和8年度については、経過措置として常勤職員を配置していなくても常勤職員を配置しているものとみなすこととする。

(一般型（ひろば型）の実施)

第7条 一般型（ひろば型）を実施する場合には、第4条第1項の取組を実施するにあたり以下に掲げる実施要件を全て満たすものとする。

(1) 実施場所

ア 複数の場所で実施するのではなく、拠点となる場所を定め、主として、公共施設内のスペース、商店街の空き店舗、子育て支援のための拠点施設、マンション・アパートの一室、保育所等の児童福祉施設、病院等の医療施設等、子育て親子が集う場として適した場所で実施すること

イ スペースは、概ね10組以上の子育て親子が一度に利用しても差し支えない程度以上の広さを有すること

ウ 設備は、授乳コーナー、流し台、ベビーベッド、遊具その他乳幼児を連れて利用しても支障が生じないよう必要な設備を有すること

(2) 開設日数等

時間については、子育て親子のニーズや利用しやすい時間帯に十分配慮して設定することとし、原則として、曜日を定めて、週5日以上、かつ、1日5時間以上開設すること

(3) 職員の配置

子育て親子の支援に関して意欲のある者であって、子育ての知識と経験を有する専任の者を2名以上（非常勤でも可）配置する。

なお、本市が特に必要と認める場合は、常勤職員を配置することとする。

(留意事項)

第8条 本事業に従事する者は業務を行うにあたって知り得た情報については、業務遂行以外に用いてはならない。

2 相談指導内容及び事業実施内容は記録のうえ保存し、効果的な実施に努めなければならない。

3 本事業の委託を受けた法人等は、事業の実施について、区保健福祉センター・こども相談センター等の関係行政機関及び児童福祉関連施設等と連携を密にし、本事業が円滑かつ効果的に行われるように努めるものとする。

4 本事業の実施にあたっては、安全の確保及び保健衛生に十分留意しなければ

ばならない。

- 5 食に関する相談指導や調理体験等の事業について、保育所の栄養士、看護師及び区保健福祉センター等と連携し、積極的に取り組むものとする。

(費用徴収)

第9条 事業実施にあたり、子育て親子の参加費(本事業の委託を受けた法人等が実施する第4条の事業内容への利用の対価として徴収する金銭をいう。)は無料とする。

- 2 本事業の受託を受けた法人等は、事業実施にあたり講座等を開催する際に必要な教材費、おやつ代、交通費、その他講座等の実施に直接必要な費用の実費相当額を利用者から徴収することができる。

(経費)

第10条 本市は、本事業の委託を受けた法人等に対し、開設日数等により、別表の経費を委託料として支弁する。

(事業の届出)

第11条 本事業の委託を受けた法人等は、事業開始にあたっては開始届(様式1)を、届出事項に変更があった場合は変更届(様式2)を、事業を廃止・休止しようとするときは廃止・休止届(様式3)を提出しなければならない。

(利用状況の報告)

第12条 本事業の委託を受けた法人等は、毎月の利用状況を、実績報告書(様式4)をもって、翌月10日までにこども青少年局長あて報告しなければならない。

(実績報告)

第13条 本事業の委託を受けた法人等は、事業年度が終了したときは、事業実施結果を、実施結果報告書(様式5)をもって、速やかに市長あて報告しなければならない。

(実施の細目)

第14条 この要綱の施行に関し必要な事項は、こども青少年局長が別に定める。

附 則

この要綱は平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は平成 26 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は平成 26 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は令和元年 5 月 31 日から施行する。

附 則

この要綱は令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は令和 3 年 3 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は様式 5-1 の改正は令和 7 年 3 月 31 日から施行し、その他は令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

別表

		委託料（年間）
一般型 （センター型）	3～4日型	6,088,000 円以内
	5日型	10,306,000 円以内
一般型 （ひろば型）	5日型	7,113,000 円以内
	6日型	8,538,000 円以内

ただし、一般型（ひろば型）において、同一建物内で一般型（センター型）が実施されている場合の委託料は、4,352,500 円以内とする。

また、第7条(3)後段において、本市が特に常勤職員の配置を必要と認めた場合は10,306,000 円以内（5日型）、11,331,000 円以内（6日型）とし、第4条第2項の事業を実施した場合は3,247,000 円以内を加算し、第4条第3項ただし書きにおいて同項の取組の実施を求めない場合においては、1,592,000 円を減額する。

事業実施月数が12月に満たない場合には、上記金額に「事業実施月数÷12」を乗じた額（1円未満切り捨て）とする。

大阪市長 様

名称

代表者氏名

地域子育て支援拠点事業 開始届出書

標記について、児童福祉法第6条の3第6項に規定する地域子育て支援拠点事業を開始したので、社会福祉法第69条第1項の規定に基づき届け出ます。

事業開始年月日（※1）	年 月 日
経営者名称（法人名称）	
代表者氏名	
主たる事務所の所在地	
拠点施設の名称	
拠点施設の所在地	階建（うち 階部分）
実施形態	☐ 3～4日型 ☐ 5日型 ☐ 6日型
開設日時（※2）	☐ 月曜日 時 分から 時 分 時間開設 ☐ 火曜日 時 分から 時 分 時間開設 ☐ 水曜日 時 分から 時 分 時間開設 ☐ 木曜日 時 分から 時 分 時間開設 ☐ 金曜日 時 分から 時 分 時間開設 ☐ 土曜日 時 分から 時 分 時間開設 ☐ 日曜日 時 から 時 分 時間開設
定款その他の基本約款	別添のとおり

○該当する□に印をつけること。
※1 事業開始日を記入すること。
※2 基本となる開設曜日・開設時間を定めること。

年 月 日

大阪市長 様

名称

代表者氏名

地域子育て支援拠点事業 変更届出書

標記について、児童福祉法第6条の3第6項に規定する地域子育て支援拠点事業の届出事項に変更が生じたため、社会福祉法第69条第2項の規定に基づき届け出ます。

■ 変更年月日		年 月 日			
☐ 経営者名称（法人名称）	変更前			変更後	
☐ 代表者氏名	変更前			変更後	
☐ 主たる事務所の所在地	変更前			変更後	
☐ 拠点の名称	変更前			変更後	
☐ 拠点の所在地	変更前	階建（うち 階部分）		変更後	階建（うち 階部分）
☐ 実施形態	変更前	日 型		変更後	日 型
☐ 開設日時・開設時間					
変 更 前			変 更 後		
☐ 月曜日	時	分から	時	分	時間
☐ 火曜日	時	分から	時	分	時間
☐ 水曜日	時	分から	時	分	時間
☐ 木曜日	時	分から	時	分	時間
☐ 金曜日	時	分から	時	分	時間
☐ 土曜日	時	分から	時	分	時間
☐ 日曜日	時	分から	時	分	時間
☐ その他（※）					

○変更前欄には、すでに届け出ている内容をすべて記載し、変更のある項目には口（ ）に印をつけ変更後欄に記入し、変更内容が分かるようにすること。

※ 定款その他の基本約款に変更があった場合は添付すること。

大阪市長 様

名称
代表者氏名

地域子育て支援拠点事業 廃止・休止 届出書

標記について、児童福祉法第6条の3第6項に規定する地域子育て支援拠点事業を廃止・休止したので、社会福祉法第69条第2項の規定に基づき届け出ます。

事業廃止年月日	年 月 日
事業休止予定期間	年 月 日 ~ 年 月 日
経営者名称（法人名称）	
代表者氏名	
主たる事務所の所在地	
拠点の名称	
拠点の所在地	
実施形態	☐ 3～4日型 ☐ 5日型 ☐ 6日型
廃止（休止）の理由 （詳細に記入してください）	
利用者に対する対応策 （詳細に記入してください）	

○廃止・休止のどちらかを抹消してください。

大阪市地域子育て支援拠点事業実績報告書 総括表

(年 月)

実施施設名

[illegible]

様式4-2
年 月)

[illegible]

様式4-2
年 月)

実施日	事 業 内 容（具体的に記入）	勤務体制	
		氏名	時間
〇月〇日（ ） 開所時間 時 分 から 時 分			
〇月〇日（ ） 開所時間 時 分 から 時 分			
〇月〇日（ ） 開所時間 時 分 から 時 分			
〇月〇日（ ） 開所時間 時 分 から 時 分			
〇月〇日（ ） 開所時間 時 分 から 時 分			
〇月〇日（ ） 開所時間 時 分 から 時 分			
〇月〇日（ ） 開所時間 時 分 から 時 分			
〇月〇日（ ） 開所時間 時 分 から 時 分			
〇月〇日（ ） 開所時間 時 分 から 時 分			
〇月〇日（ ） 開所時間 時 分 から 時 分			

実施日	事 業 内 容（具体的に記入）	勤務体制	
		氏名	時間
〇月〇日（ ） 開所時間 時 分 から 時 分			
〇月〇日（ ） 開所時間 時 分 から 時 分			
〇月〇日（ ） 開所時間 時 分 から 時 分			
〇月〇日（ ） 開所時間 時 分 から 時 分			
〇月〇日（ ） 開所時間 時 分 から 時 分			
〇月〇日（ ） 開所時間 時 分 から 時 分			
〇月〇日（ ） 開所時間 時 分 から 時 分			
〇月〇日（ ） 開所時間 時 分 から 時 分			
〇月〇日（ ） 開所時間 時 分 から 時 分			
〇月〇日（ ） 開所時間 時 分 から 時 分			

大阪市地域子育て支援拠点事業実績報告書 総括表(

年 月)

(2)子育て等に関する相談・援助事業

実施施設名 _____

			0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	計	小学生～	合計	備考
基本的生活	食事	睡眠											《電話》
		授乳										月計	件
		離乳・離乳食										年間累計	
		食事											件
	排泄												
	その他												
	小計												
発育・発達	ほふく・歩行												《来所》
	身体の発育												月計
	言葉												件
	社会性											年間累計	
	あそび												件
	性格												
	くせ												
	その他												
	小計												うち他機関紹介
医学的問題	病気												月計
	予防接種												件
	事故											年間累計	
	小計												件
生活環境	家庭												
	近隣・地域												
	小計												
育児方法	健康												
	しつけ												
	教育の方法												
	その他												
	小計												
その他	育児に関係あり												
	育児に関係なし												
	小計												合計(実件数)
合計(延べ件数)													件

・1件の問い合わせで複数の相談内容がある場合、すべて記入してください。

・備考欄の件数は相談件数とし、合計欄は延べ件数とします。

様式4-4
年 月)

[illegible]

大阪市地域子育て支援拠点事業実績報告書 総括表(年 月)
地域支援の取組

実施施設名 _____

実施日	実施場所	参加者数		協力者	実施区分※1	実施内容
日 () 時 分 から 時 分	☐ 施設内 ☐ その他 〔 〕	大人 未就学児童 小学生 中・高生	人 人 人 人			
日 () 時 分 から 時 分	☐ 施設内 ☐ その他 〔 〕	大人 未就学児童 小学生 中・高生	人 人 人 人			
日 () 時 分 から 時 分	☐ 施設内 ☐ その他 〔 〕	大人 未就学児童 小学生 中・高生	人 人 人 人			

事業内容のわかる資料・周知用チラシ等を添付してください。

協力者欄については、団体名、人数などを記入してください。

※1 下記1～4のいずれの取組にあたるかを番号で記入してください(複数選択可)

- 1 高齢者・地域学生等多様な世代との連携を継続的に実施する取組
- 2 地域の団体と協働して伝統文化や行事を実施し、親子の育ちを継続的に支援する取組
- 3 地域ボランティアの育成、町内会、子育てサークルとの協働による地域団体の活性化等地域の子育て資源の発掘・育成を継続的に行う取組
- 4 本事業を利用したくても利用できない家庭に対して訪問支援等を行うことで地域とのつながりを継続的に持たせる取組

年度 大阪市地域子育て支援拠点事業実施結果報告書

年 月 日

大 阪 市 長 様

団体名
(実施施設名)
所在地
代表者職名

次のとおり、 年度地域子育て支援拠点事業の収支について報告します。

費目		金額	備考(積算基礎等)
収入	大阪市委託料		
	賃料補助金		
	実費(資料代等)		
	その他(寄付金等)		
	合計		
支出	賃金		常勤 名・非常勤 名
	賃貸料		
	備品購入費		
	役務費		
	消耗品費		
	その他(保険代等)		
	合計		

(注) 収入と支出を比較していずれかが著しく課題である場合ヒアリングを行う場合があります
欄が不足する場合は、適宜拡張してご記入ください。

年度 大阪市地域子育て支援拠点事業実施結果報告書

実施施設名

	実施日数	来所者数		新規利用者数		相談件数(様式4-3)		講習等(様式4-4)		地域支援活動(様式4-5)	
						延べ総数	実総数	回数	参加者	回数	参加者
4月	日	大人 人 子ども 人	大人 人 子ども 人	大人 人 子ども 人	大人 人 子ども 人				大人 人 子ども 人		大人 人 子ども 人
5月	日	大人 人 子ども 人	大人 人 子ども 人	大人 人 子ども 人	大人 人 子ども 人				大人 人 子ども 人		大人 人 子ども 人
6月	日	大人 人 子ども 人	大人 人 子ども 人	大人 人 子ども 人	大人 人 子ども 人				大人 人 子ども 人		大人 人 子ども 人
7月	日	大人 人 子ども 人	大人 人 子ども 人	大人 人 子ども 人	大人 人 子ども 人				大人 人 子ども 人		大人 人 子ども 人
8月	日	大人 人 子ども 人	大人 人 子ども 人	大人 人 子ども 人	大人 人 子ども 人				大人 人 子ども 人		大人 人 子ども 人
9月	日	大人 人 子ども 人	大人 人 子ども 人	大人 人 子ども 人	大人 人 子ども 人				大人 人 子ども 人		大人 人 子ども 人
10月	日	大人 人 子ども 人	大人 人 子ども 人	大人 人 子ども 人	大人 人 子ども 人				大人 人 子ども 人		大人 人 子ども 人
11月	日	大人 人 子ども 人	大人 人 子ども 人	大人 人 子ども 人	大人 人 子ども 人				大人 人 子ども 人		大人 人 子ども 人
12月	日	大人 人 子ども 人	大人 人 子ども 人	大人 人 子ども 人	大人 人 子ども 人				大人 人 子ども 人		大人 人 子ども 人
1月	日	大人 人 子ども 人	大人 人 子ども 人	大人 人 子ども 人	大人 人 子ども 人				大人 人 子ども 人		大人 人 子ども 人
2月	日	大人 人 子ども 人	大人 人 子ども 人	大人 人 子ども 人	大人 人 子ども 人				大人 人 子ども 人		大人 人 子ども 人
3月	日	大人 人 子ども 人	大人 人 子ども 人	大人 人 子ども 人	大人 人 子ども 人				大人 人 子ども 人		大人 人 子ども 人
合計	日	大人 人 子ども 人	大人 人 子ども 人	大人 人 子ども 人	大人 人 子ども 人				大人 人 子ども 人		大人 人 子ども 人

**障がいを理由とする差別の解消の推進
のための合理的配慮の提供に係る研修実施報告書**

1 事業者名等

事業者名			
担当者名			
連絡先			

2 研修内容

月 日	講師・研修方法等	時間 (分)	対象(受講人数)

大阪市地域子育て支援拠点事業実績報告書 総括表(年 月)

その他報告事項

実施施設名 _____

対応日時・時間	種類	内容（状況・対応等、具体的に記載）	
日（ ） 時間 時 分 から 時 分	☐ 事故・苦情 ☐ 避難訓練 ☐ ブックスタート ☐ 臨時・一部休業 ☐ その他	☐ 施設内	☐ その他（ ）
日（ ） 時間 時 分 から 時 分	☐ 事故・苦情 ☐ 避難訓練 ☐ ブックスタート ☐ 一部・臨時休業 ☐ その他	☐ 施設内	☐ その他（ ）
日（ ） 時間 時 分 から 時 分	☐ 事故・苦情 ☐ 避難訓練 ☐ ブックスタート ☐ 一部・臨時休業 ☐ その他	☐ 施設内	☐ その他（ ）
日（ ） 時間 時 分 から 時 分	☐ 事故・苦情 ☐ 避難訓練 ☐ ブックスタート ☐ 一部・臨時休業 ☐ その他	☐ 施設内	☐ その他（ ）
日（ ） 時間 時 分 から 時 分	☐ 事故・苦情 ☐ 避難訓練 ☐ ブックスタート ☐ 一部・臨時休業 ☐ その他	☐ 施設内	☐ その他（ ）